

第1回 室谷総合法律事務所 法律セミナーのご案内

「90分で分かる改正民法～中小企業がおさえておきたいポイント～」

さて、いよいよ、本年4月1日に、明治に成立してから約120年ぶりの改正民法（債権法分野）が施行されます。民法（なかでも債権関係分野）は日常生活・ビジネス全般に影響を与える法律ですので、今回の民法改正は、日本社会に大きな影響を与える内容となっております。他方で、まだまだ、改正民法対策は十分でないのが現状かと思われます。また、何よりも、その内容が多岐に渡っていることから、お忙しい皆様方がその内容全てを把握することは出来ていないかもしれないかと存じます。そこで、弊所では、実務やビジネスに焦点を絞って、短時間で改正民法をご理解いただけるようなセミナーを開催することに致しました。

「時効はどうなるの?」、「賃貸借契約の連帯保証人は今のままで大丈夫?」等、皆様のビジネスにおいてのちょっとした疑問にお答えし、不安を和らげられる内容のセミナーです。

これまで、弊所代表弁護士室谷は、様々な団体、企業、学校からご依頼いただき、講演やセミナー等の講師を務めさせていただきました。今般、扉書きに書かせていただきましたとおり弊所が設立5年を越えたことを機に、初めて弊所が主催するセミナーです。

中小企業経営者様をはじめ、多くの皆様にお役立ていただける内容をしっかりと提供致します。

ご出席いただける方々は、添付書面に記載されております必要事項をご記入の上、ファックス送信又はメール送信でお伝えいただければと存じます。

テーマ：「90分で分かる改正民法～中小企業がおさえておきたいポイント～」

日時：2020年（令和2年）2月26日（水）15時～16時30分（受付14時30分から）

会場：四ツ橋・サンワールドビル 2号室

大阪市西区北堀江1-6-2 サンワールドビル11階
（1階にニューバランス販売店があるビルです。）

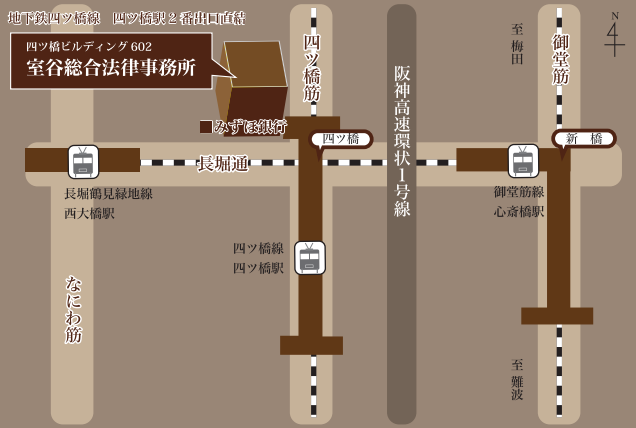
参加費：無料

室谷総合法律事務所

代表弁護士 室谷 光一郎

弁護士 鮫島 千遥 弁護士 堀ノ内 佳奈

〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号
四ツ橋ビルディング602号
TEL：06-6535-7340
FAX：06-6535-7341
https://murotani-law.jp/
地下鉄四ツ橋線四ツ橋駅2番出口直結。
みずほ銀行四ツ橋支店が入っているビルの6階
月曜日～金曜日 相談要予約



室谷総合法律事務所ニュースレター

つくる / つなぐ / ひらく

2020年1月発行 Vol.4

室谷総合法律事務所 〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号 四ツ橋ビルディング602号
TEL：06-6535-7340 FAX：06-6535-7341 https://murotani-law.jp/



あけましておめでとうございます。弊所は昨年10月1日で設立から5年を越えることが出来、6年目となりました。そして、本年早々に、新進気鋭の堀ノ内佳奈弁護士を迎え、弁護士3名、事務員2名態勢となりました。少しずつではありますが、弊所も規模が大きくなっており、これもひとえに皆さまに支えられてきたからにほかなりません。所員一同、あらためて御礼を申し上げますと共に、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、新年早々、やや熱苦しい話ですが、「闘う」というキーワードを通じて、弊所の方針をお話させていただきます。「闘う」のはエネルギーと決意が必要なので、一般的には「闘う」ことを忌避する雰囲気があるように思います。ただ、弁護士にとっては、エネルギーと決意をもって「闘う」ことは、宿命的に重要なことだと思います。弁護士は、依頼者の代理人になって、依頼者のために行動する存在であり、どうしても、相手方や相手方代理人とは「摩擦」「衝突」が生じます。そして、弁護士も人間ですから、「摩擦」「衝突」を避けたい気持ちはあります。しかし、「摩擦」「衝突」を避けて、「丸くまとめる」ことばかりに終始するのでは弁護士は何のために存在するのでしょうか（もちろん、「丸くまとめる」ことや「撤退」することも重要です。そして、その頃合いを読むことも弁護士の重要な能力です）。弁護士は、依頼者の苦境を背負いその苦境の打開を切り拓く存在である以上、「摩擦」「衝突」を恐れずに「闘う」ことに価値があります。弁護士の真価は、「闘う」ことを血肉にしていることにあるのだと思います。そして、頃合いを読みながら（猪突猛進だけではダメですから）「闘う」ことを貫くなかで、正義にも妥当な結論にも近づけるのだと思います。「闘う」ことを恐れていては何も得られない、このことを愚直に信じております。

弊所は、依頼者のために「闘う」という極めてシンプルなことを愚直に実践することを重視しています。規模や人員は変われども、弊所は「闘う」集団であり続ける、そこに存在価値があると思っております。



代表弁護士 室谷 光一郎

その債権回収あきらめないで！ ～民事執行法改正・債権者以外の第三者からの情報取得～

判決をもらってもただの紙切れ…弁護士に相談したとき、このようなフレーズを聞いたことがある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

貸金が返ってこない、売掛代金が支払われない、養育費が滞ったなど…ビジネスや日常生活において、債権回収できないリスクは多くあります。その債権を強制的に回収するには、訴訟を提起して判決をもらった後、執行手続として別途、裁判所に差押えを申し立てることになります（判決が出ても、裁判所は債務者から取り立てをしてくれません）。そして、対象財産を特定するのは、債権者が行うことです。

しかし、債権者と債務者に特別に親密な関係がない限り、債権者自身が、債権者の財産の在り処を突き止めることは、困難を極めるでしょう。「絶対どこかに財産がある！」では、残念ながら差押えはできないのです。

このような債権者による財産特定の限界を解消し、強制執行制度の実効性を確保するため、平成28年から始まった民事執行法改正の審議において、第三者からの債務者財産情報取得制度の新設が検討されてきました。そして、昨年（令和元年）5月に改正民事執行法が成立・公布となりました。

前回の弊所ニュースレターでは、民事執行法改正の要綱案段階の内容を紹介させていただいたのですが、施行も今年5月頃と迫っており、債権者にとっては重要な改正となりますので、今回のニュースレターでも、法律として成立した第三者からの債務者財産情報取得制度をお伝え致します。

金銭債権を有する債権者が裁判所に申し立て、金融機関から預貯金債権や上場株式、国債等に関する情報（改正法207条）、登記所から土地・建物に関する情報（改正法205条）の提供を命じることができるようになります。また、養育費等の債権や生命身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者は、市町村、年金機構等から給与債権（勤務先）に関する情報の提示を求めることもできます（改正法206条）。

提供を求める機関	提示される情報
金融機関	預貯金債権や上場株式、国債等に関する情報
登記所	土地・建物に関する情報
市町村・年金機構等	給与債権（勤務先）に関する情報（※）

※養育費等の債権や生命身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者が申立てできます。

これまでも、勝訴判決等の債務名義を有する債権者は、弁護士会を通してメガバンクに対する預貯金口座等の照会を行うことができました（いわゆる23条照会といわれる制度です）。しかし、今回の民事執行法改正により、より広い範囲の情報が開示の対象として明記されました。また、裁判所という国家権力から情報提供を命じられることにより、開示率も高くなるが見込まれます。

そのため、これから訴訟を提起して債権回収を行おうとする方だけではなく、過去に勝訴判決・公正証書を得たけれども債務者の財産を特定できなかった方も（判決は10年間有効です）、第三者からの債務者財産情報取得制度を利用することができ、これまで特定することのできなかった債務者の財産を発見できる可能性があります。

弊所では、第三者からの債務者財産情報取得制度に対応した債権回収、その他改正民事執行法への対応について、より一層取り組んでまいります。

やはり楽しい寺社巡り

弁護士 室谷 光 一 郎

以前、第3号ニュースレターで「趣味がない！！（笑）」と書きましたが、寺社巡りは大好きです。なぜなら、歴史マニアだからです（笑）。寺社に行くと、当時の雰囲気や考え方、権力者の意向等を垣間見ることが出来、それだけでゾクゾクします。「勅使門があるな。ここは門跡寺院かな」とか、かなり変人です。ただ、なかなか寺社に行く時間がなかったのですが、、、、最近、5歳の娘との時間を大切にしようと思い、そこで、思いついたのが寺社巡りです。趣味も兼ねられて一石二鳥！そして、5歳の娘を連れ回して、書院造や借景の説明をしたり、意味不明なことをしておりますが、寺社巡りは過去との対話ができ、本当に楽しいです。趣味が出来たかなと（笑）。

何事にもTRY

弁護士 堀 ノ 内 佳 奈

この度、室谷総合法律事務所に入所することとなりました。堀ノ内佳奈と申します。大学までは地元・鹿児島で過ごし、大学院から大阪に出てまいりました。

不器用でマイペースなところもありますが、自分の意思を持って粘り強く物事を考える性格です。大学時代は、1人で他学部講義を受講し、資格取得に励むなど、見聞を広げる努力をしてまいりました。

弁護士としては、まだまだ駆け出しで未熟な私ですが、このような性格を生かして、何事にも好奇心と向上心を持ってトライし、日々精進してまいりたいと思います。何卒、よろしくお願い申し上げます。

中国語のリスニングは…

弁護士 鮫 島 千 遥

台湾旅行にハマったことをきっかけに、2年程前から中国語を勉強しています。スキマ時間を見つけ、ラジオ講座を聴いたり、検定試験の問題を解いたりして、昨年はHSK4級と中検3級を取得できましたが…やっぱり中国語のリスニングはとても難しい！似たような発音なのに、月餅と軍事パレード、貿易とセーター、携帯電話と領収書etc…全く違う意味になるなんて（文脈で判断する高度な能力はありません）！けれども、ただのBGMでしかなかった音が意味のある言葉に聞こえてくると、単純にとっても楽しいです。今年は、HSK5級の試験に合格することと、旅行で中国語会話をすることを、プライベートの目標にしたいと思います。

事務局だより

鉄道が好きです。一時間に1、2本しか列車の走らない田舎で育ったせいか、特急や新幹線に憧れます。旅行はもっぱら電車旅です。最近、乗ってよかったのは近鉄特急「しまかぜ」です。乗り心地や窓からの風景も抜群でした。やっぱり列車はいいですね。ただ、朝の満員電車だけはいつまでたっても慣れません。

事務局國見

バタバタと慌ただしい毎日に追われ、気がつけば息子が今年の4月から小学生になります。つい最近まで何をするのも手伝いが必要でしたが、自ら進んで手伝いをしてくれるようになり、息子の成長が頼もしいです。日々色々な事を吸収しながら成長している様に、今年は私も何かひとつ目標を決めて行動したいと思います。

事務局中村